

平成 27 年度計画を次のとおり変更しました。(平成 28 年 1 月 28 日付 財務大臣届出)

変更事項

改正後	改正前
<p>1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>(1) 業務運営</p> <p>ホ 契約については、法令等により契約相手先が一となる場合を除き、原則として一般競争入札等（競争入札並びに随意契約のうち企画競争及び公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）により実施する。</p> <p>具体的には、<u>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、酒総研が策定した「調達等合理化計画」</u>に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るとともに、その改善状況を公表する。一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、効果的かつ効率的な業務運営のため、立地条件も配慮しながら、共同調達の実施を進める。</p> <p>研究・開発業務等に係る調達については、公開されている他の独立行政法人の事例等も参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を検討する。</p> <p>また、監事監査において、業務運営の適正かつ効率的な実施及び中期計画等の達成状況のほか、財務内容の改善状況とともに入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p> <p>なお、外部有識者等で構成される契約監視委員会に定期的又は必要に応じて意見を求め、契約の競争性、透明性の改善を図るとともに、その審議概要を公表する。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>(1) 業務運営</p> <p>ホ 契約については、法令等により契約相手先が一となる場合を除き、原則として一般競争入札等（競争入札並びに随意契約のうち企画競争及び公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）により実施する。</p> <p>具体的には、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るとともに、その改善状況を公表する。一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、効果的かつ効率的な業務運営のため、立地条件も配慮しながら、共同調達の実施を進める。</p> <p>研究・開発業務等に係る調達については、公開されている他の独立行政法人の事例等も参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を検討する。</p> <p>また、監事監査において、業務運営の適正かつ効率的な実施及び中期計画等の達成状況のほか、財務内容の改善状況とともに入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p> <p>なお、外部有識者等で構成される契約監視委員会に定期的又は必要に応じて意見を求め、契約の競争性、透明性の改善を図るとともに、その審議概要を公表する。</p>